

議案第十一号

杉並区立杉並芸術会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立杉並芸術会館条例の一部を改正する条例

杉並区立杉並芸術会館条例（平成十七年杉並区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「別に定める」を「別表第一のとおりとする」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が利用する場合における会館の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりとする。

第十五条第二項中「別に定める額」を「別表第一及び別表第二に定める額並びに第五条第四項の規定により規則で定める額」に改め、同条第三項中「読み替える」を「、別表第一及び別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替える」に改める。

附則第一項ただし書中「及び次項の規定」を削り、「附則第三項及び第四項」を「次項及び附則第三項」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第五条、第十五条関係）  
（一）小劇場・区民ホール等

阿波踊りホール		区民ホール		小劇場		区分	利用料金
集会利用	阿波踊り及び集会的な利用	阿波踊り及び集会的な利用	集会利用	阿波踊り及び集会的な利用	集会利用		
平日	土曜日、日曜日	平日	土曜日、日曜日	平日	土曜日、日曜日	午前 （午前九時から 正午まで）	午後 （午後一時から 午後五時まで）  夜間 （午後六時から 午後十時まで）  全日 （午前九時から午 後十時まで）
四、二〇〇円	四、二〇〇円	八、四〇〇円	八、四〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	
六、五〇〇円	五、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	
六、五〇〇円	五、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	
一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	七九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円

けいこ場 1		けいこ場 2		けいこ場 3	
平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日
四、三〇〇円	四、八〇〇円	一、八〇〇円	一、九〇〇円	二、〇〇〇円	二、二〇〇円
八、七〇〇円	九、六〇〇円	三、六〇〇円	三、九〇〇円	四、一〇〇円	四、五〇〇円
一、〇〇〇円	一、二〇〇円	四、八〇〇円	五、三〇〇円	五、五〇〇円	六、〇〇〇円
二一、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	九、一〇〇円	九、九〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

付記

- 1 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の五割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額（利用者が入場者一人から徴収する金額のうち最高のもをいう。）が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 2 小劇場を公演の練習、準備又は後片付け（公演の当日に行うものを除く。以下同じ。）のために利用する場合の利用料金は、規定利用料金の五割に相当する額とする。
- 3 区民ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金は、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記1による額）の八割に相当する額とする。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、超過時間一時間（一時間に満たない端数は、これを一時間とする。以下同じ。）につき、利用を承認した時間区分の規定利用料金（入場料等を徴収する場合は付記1による額、小劇場を公演の練習、準備又は後片付けのために利用する場合は付記2による額、区民ホールの舞台のみを利用する場合は付記3による額。以下同じ。）の三割に相当する額とする。

する額とする。ただし、全日の時間区分により利用する場合は、夜間の規定利用料金の三割に相当する額とする。

5 午前と午後又は午後と夜間を引き続き利用する場合は、中間時間に対しては、利用料金を徴収しない。

阿波踊りホール（阿波踊り利用）	区分	利用料金（一時間当たり）	
		午前九時から午後一時まで	午後一時から午後十時まで
		五〇〇円	七〇〇円

付記

1 入場料等を徴収する場合は、(一)の表の付記の例による。

2 利用時間を超過して利用する場合は、管理上支障がない限り利用を承認し、この場合の利用料金は、超過時間一時間につき、利用を承認した時間区分の規定利用料金の額とする。

別表第二（第五条、第十五条関係）  
登録団体利用料金

阿波踊り 及び集会的 利用以外	区民ホール		区分					
	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に 規定する休日	平日	平日	午前 （午前九時から 正午まで）	午後 （午後一時から 午後五時まで）	夜間 （午後六時から 午後十時まで）	全日 （午前九時から 午後十時まで）
土曜日、日曜日 又は祝日法に規	四、二〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	四、二〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	一五、〇〇〇円
平日	四、二〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	四、二〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	一三、五〇〇円

	けいこ場3		けいこ場2		けいこ場1		ル   ホ	
	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日	平日	土曜日、日曜日 又は祝日法に規定する休日	集会利用	用
	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	九〇〇円	九五〇円	二、一五〇円	二、四〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	二、〇五〇円	二、二五〇円	一、八〇〇円	一、九五〇円	四、三五〇円	四、八〇〇円	三、二五〇円	二、七五〇円
	二、七五〇円	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	二、六五〇円	五、五〇〇円	六、〇〇〇円	三、二五〇円	二、七五〇円
	五、〇〇〇円	五、五〇〇円	四、五五〇円	四、九五〇円	一〇、五〇〇円	一一、五〇〇円	七、五〇〇円	六、七五〇円

付記 入場料等を徴収する場合及び区民ホール（一の表の付記の例による）の舞台を利用する場合の利用料金、超過時間及びその利用料金並びに中間時間の取扱いについては、別表第一の表の付記の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

杉並芸術会館の利用料金を定める等の必要がある。

杉並区立杉並芸術会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（利用料金等）</p> <p>第五条 略</p> <p>2 会館の施設及びその利用料金は、別表第一のとおりとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が利用する場合における会館の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>（指定管理者の指定の取消し等）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全</p>	<p>（利用料金等）</p> <p>第五条 略</p> <p>2 会館の施設及びその利用料金は、別に定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>（指定管理者の指定の取消し等）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全</p>

部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第一及び別表第二に定める額並びに第五条第四項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第五条第一項、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「指定管理者（第十三条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条及び第七条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第一及び別表第二中「利用料

部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別に定める額

の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第五条第一項、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「指定管理者（第十三条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条及び第七条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替える



3 | 2 |  
略 略

金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条から第十八条までの規定

は公布の日から、次項及び附則第三項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

4 | 3 |  
略 略

のとする。

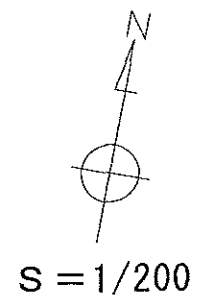
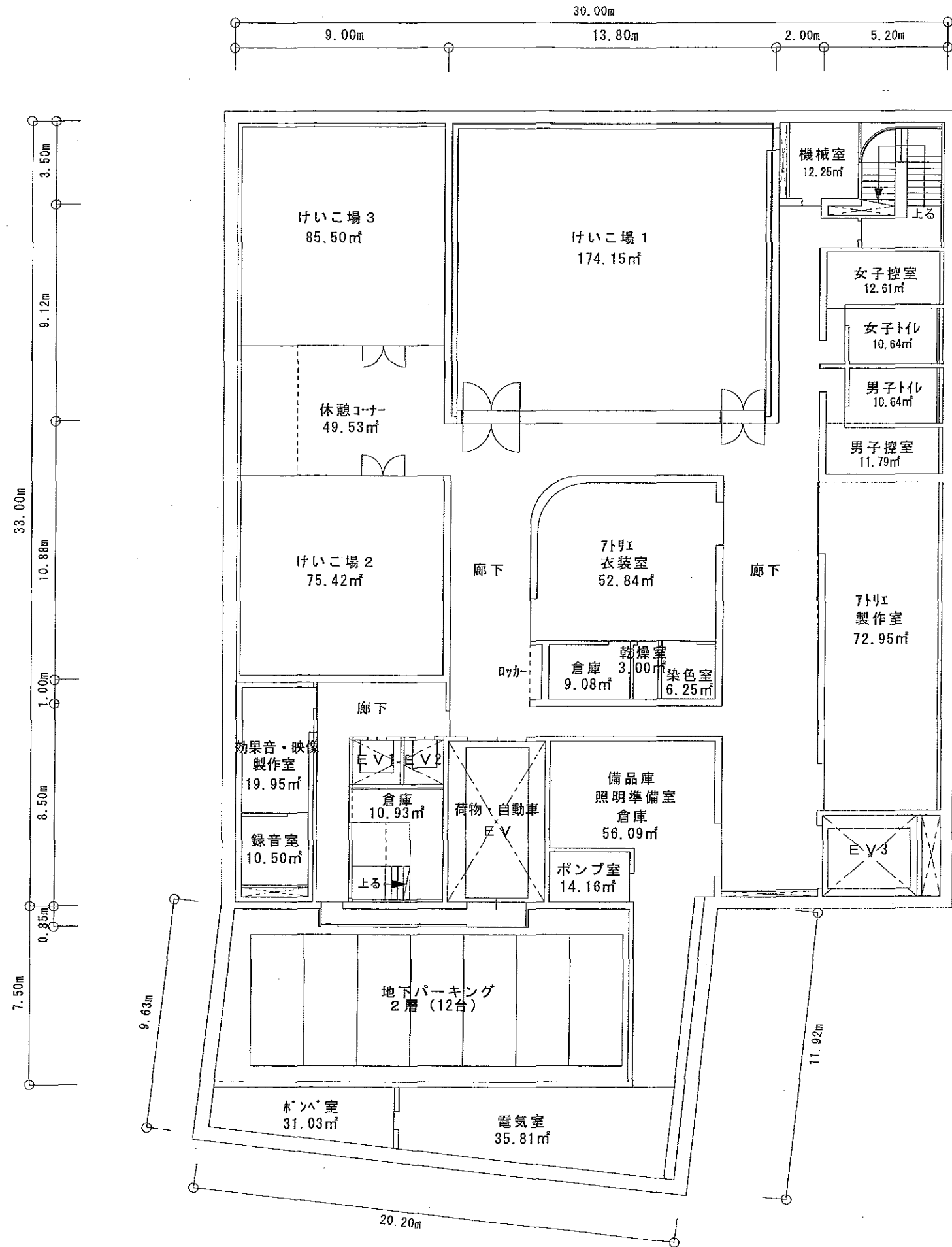
附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条から第十八条までの規定及び次項の規定は公布の日から、附則第三項及び第四項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

2 第五条第二項の利用料金については、施行日までに同項が改正され、利用料金の額が定められるものとする。

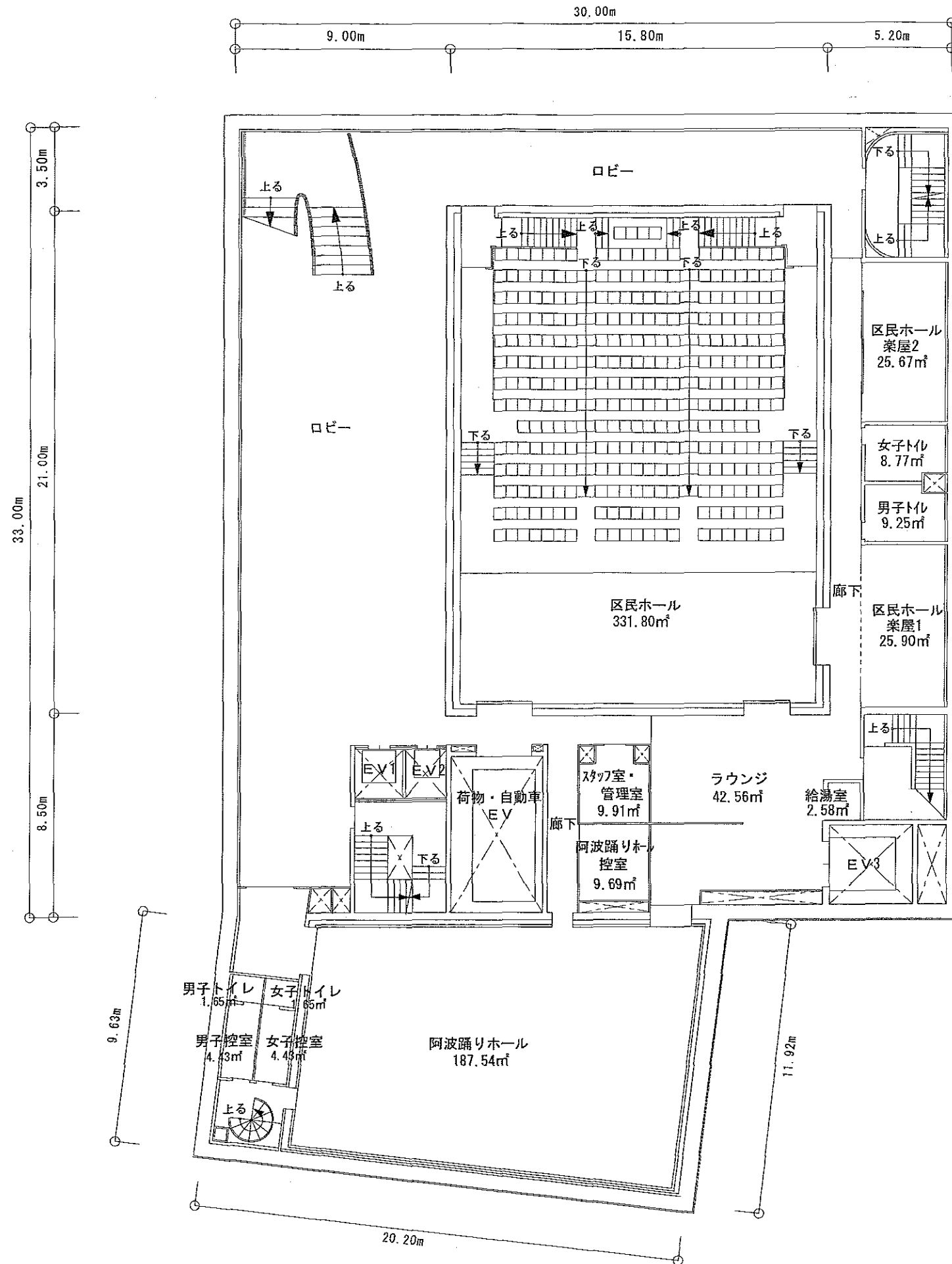
も

杉並区立杉並芸術会館 地下3階平面図

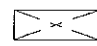


凡例 は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

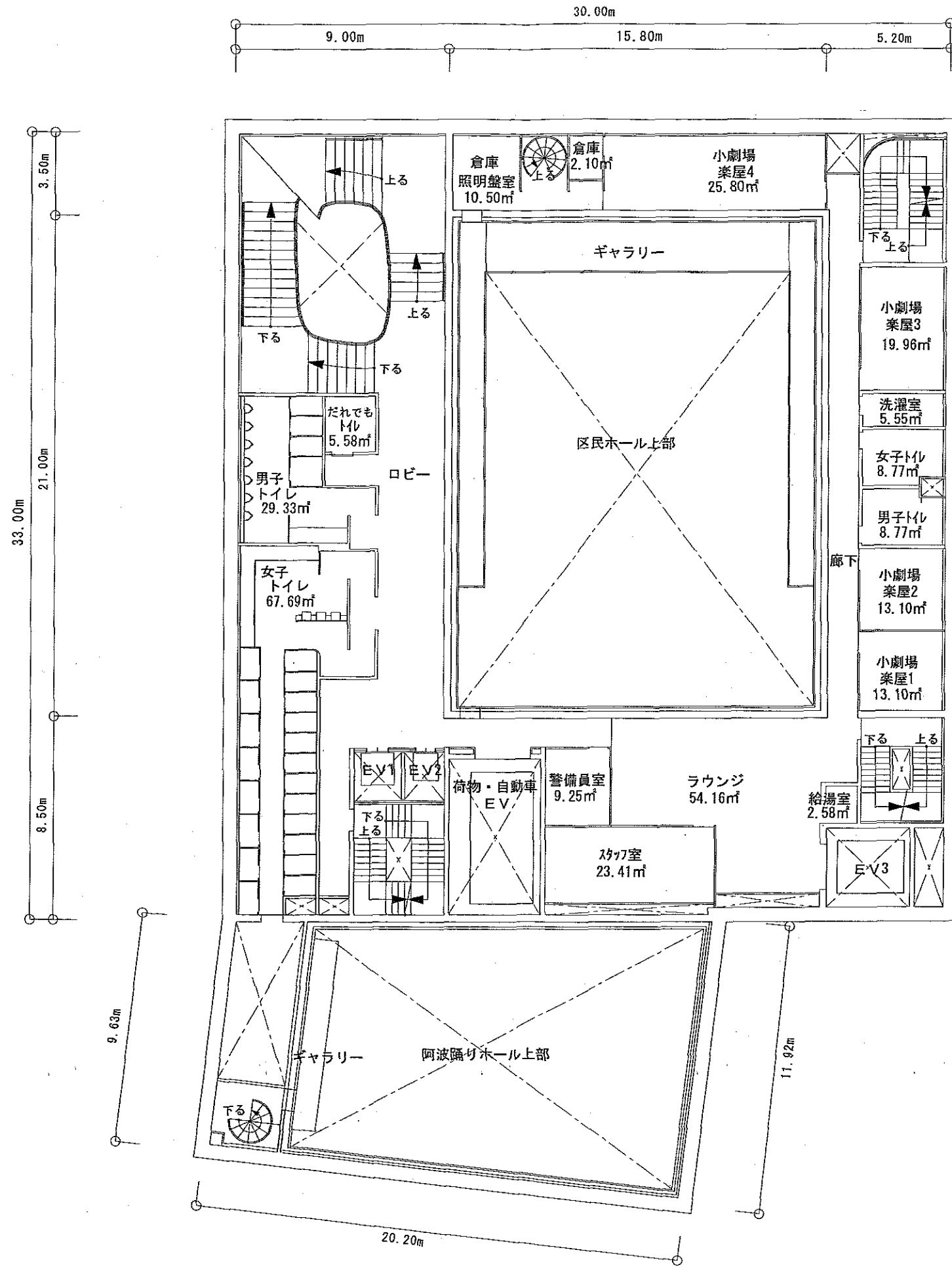
杉並区立杉並芸術会館 地下2階平面図

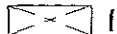


S = 1/200

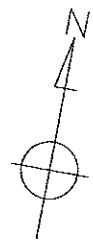
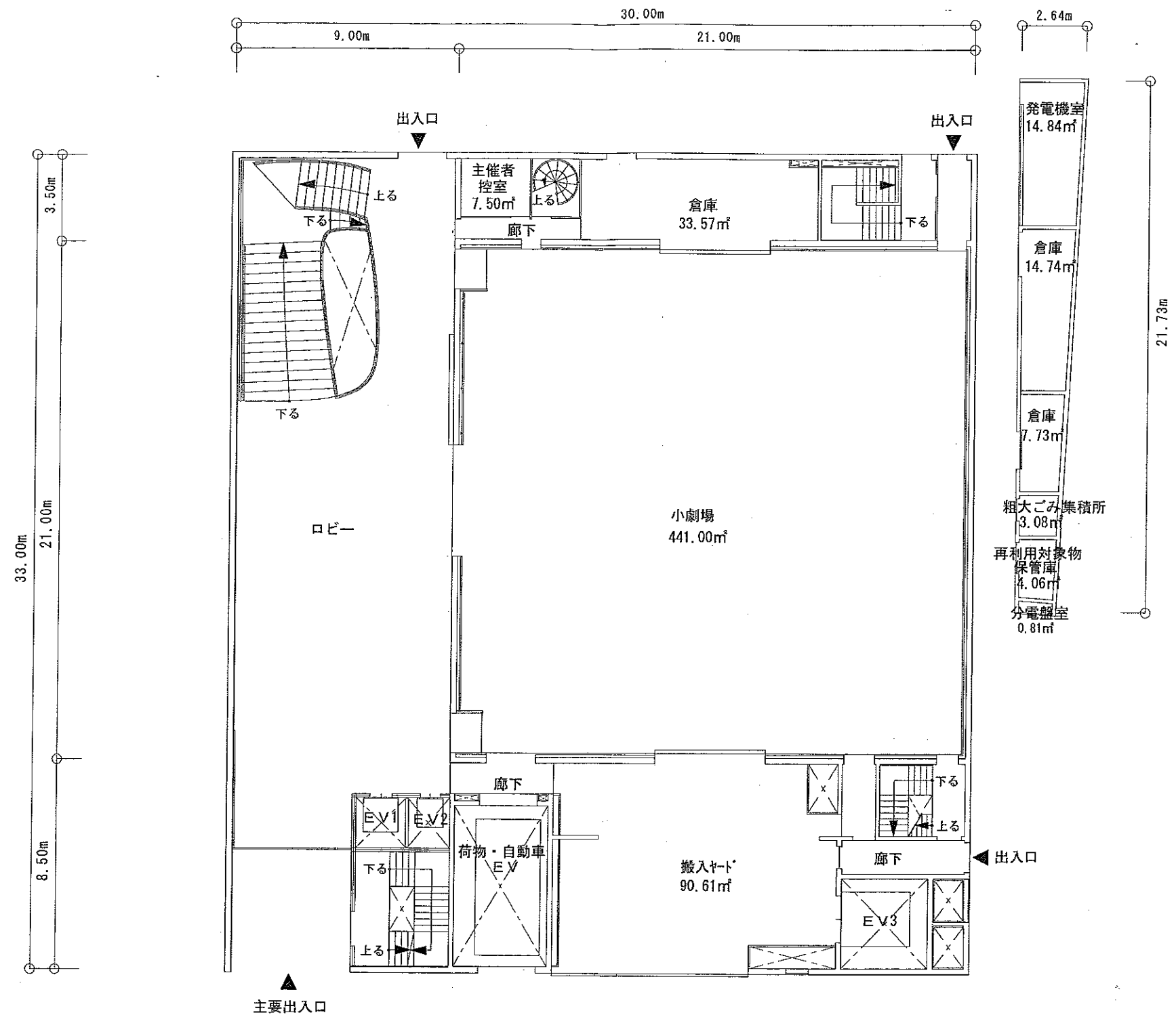
凡例  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

杉並区立杉並芸術会館 地下1階平面図

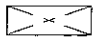


凡例  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

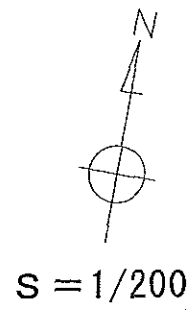
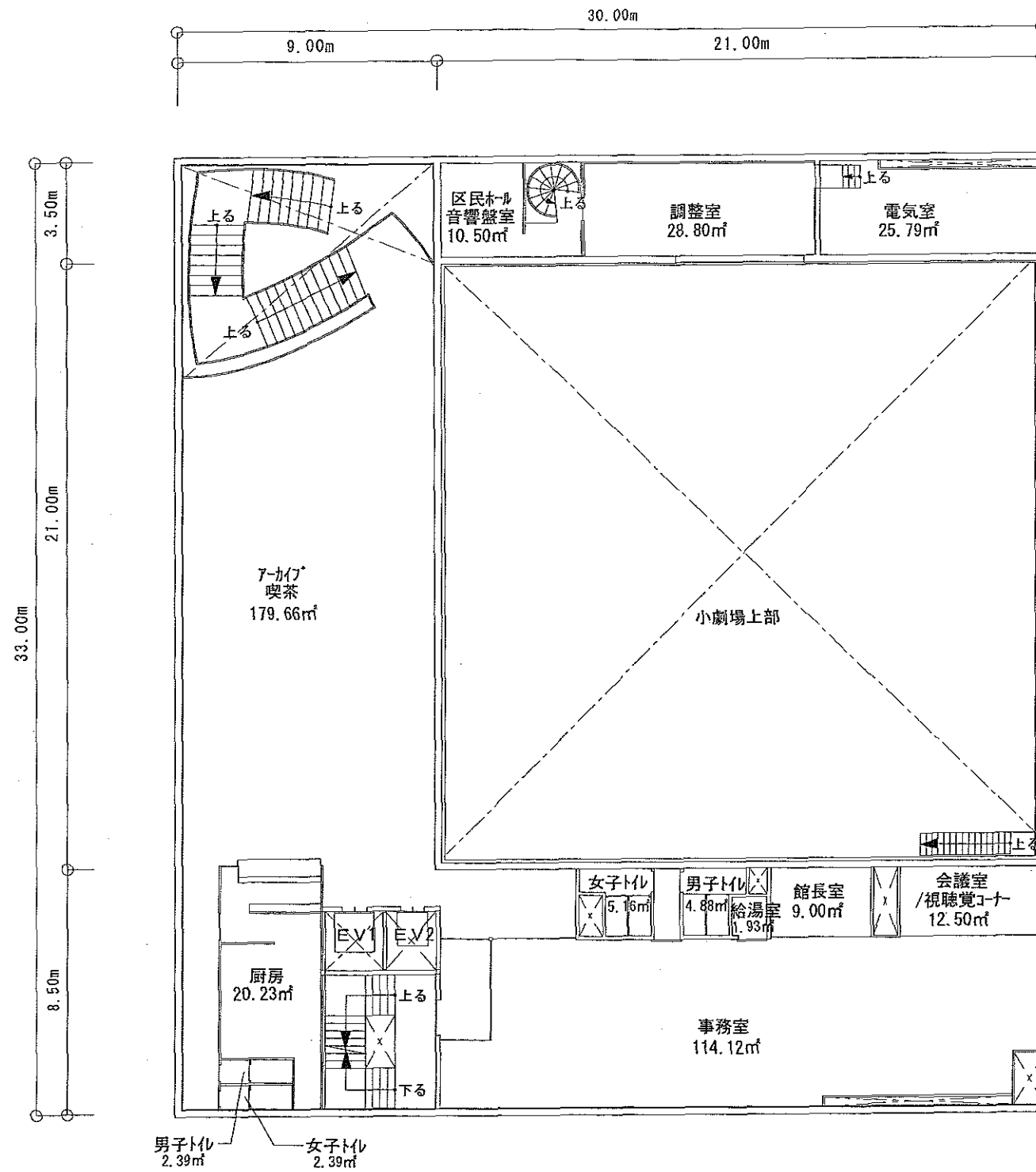
杉並区立杉並芸術会館 1階平面図

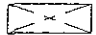


S = 1/200

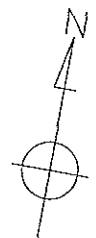
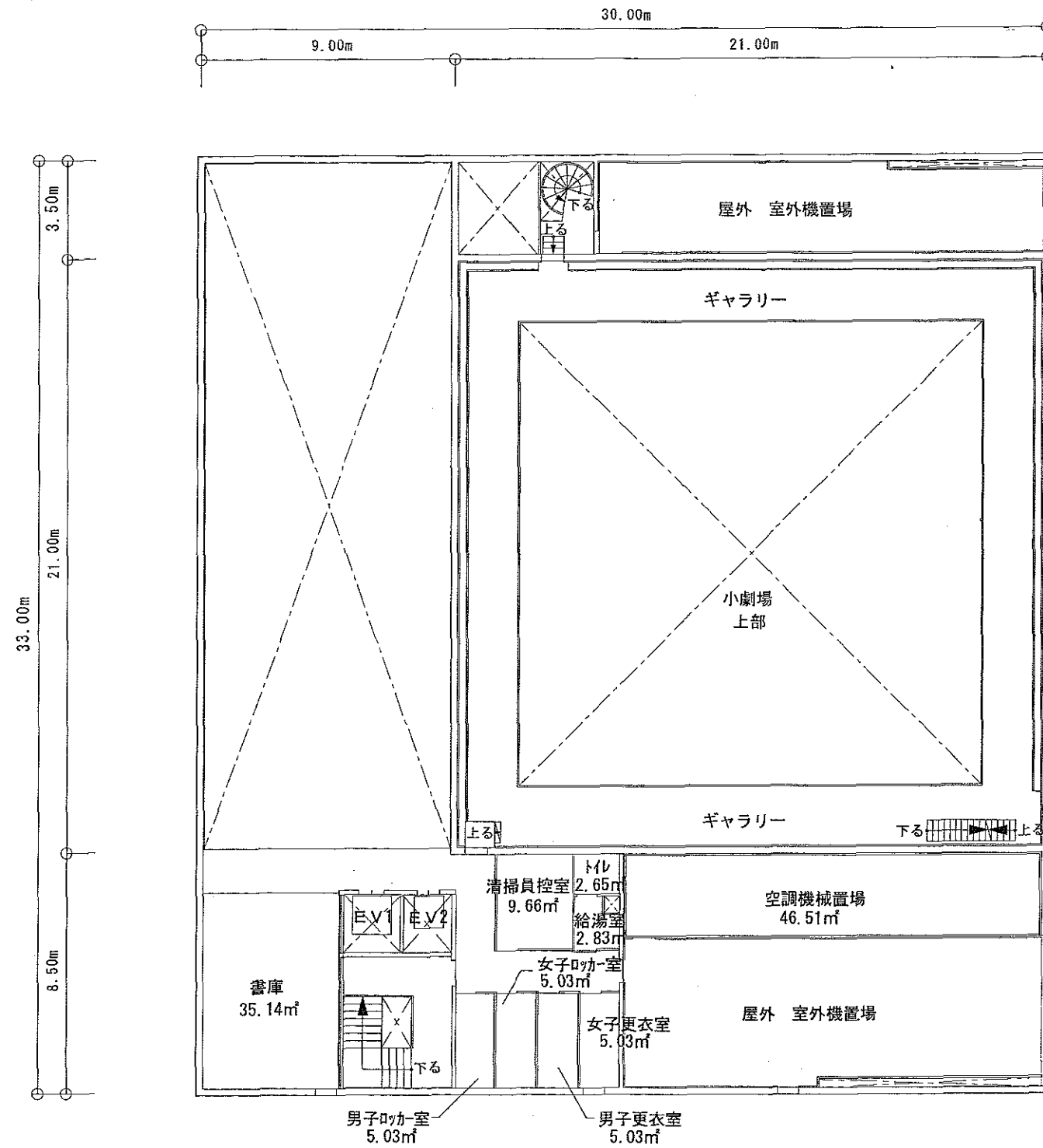
凡例  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

杉並区立杉並芸術会館 2階平面図

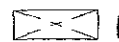


凡例  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

杉並区立杉並芸術会館 3階平面図



S = 1/200

凡例  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。